

別紙

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
(1) 引用の法令番号			(1) 引用の法令番号		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
か	会社更生法	<u>平成14年法律第154号</u>	か	会社更生法	<u>昭和27年法律第172号</u>
	<u>会社法</u>	<u>平成17年法律第86号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
き	揮発油税法	昭和32年法律第55号	き	(同左)	(同左)
	<u>金融機関等の更生手続の特例等に 関する法律</u>	<u>平成8年法律第95号</u>		(新設)	(新設)
こ	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		<u>国際電信電話株式会社法</u>	<u>昭和27年法律第301号</u>
し	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)	し	<u>社債等登録法</u>	<u>昭和17年法律第11号</u>
(省略)	(省略)	(同左)		(同左)	
た	(削除)	(削除)	た	<u>商工組合中央金庫法</u>	<u>昭和11年法律第14号</u>
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
に	信託法	<u>平成18年法律第108号</u>	に	信託法	<u>大正11年法律第62号</u>
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
に	(削除)	(削除)	に	<u>担保附社債信託法</u>	<u>明治38年法律第52号</u>
	(省略)	(省略)		<u>日本航空株式会社法</u>	<u>昭和28年法律第154号</u>
	(削除)	(削除)		(同左)	(同左)
				<u>日本電信電話公社法</u>	<u>昭和27年法律第250号</u>

改正後			改正前		
の	(省略)	(省略)	の	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		<u>農林中央金庫法</u>	<u>大正12年法律第42号</u>
は	破産法	<u>平成16年法律第75号</u>	は	破産法	<u>大正11年法律第71号</u>
ふ	不動産登記法	<u>平成16年法律第123号</u>	ふ	不動産登記法	<u>明治32年法律第24号</u>
	(削除)	(削除)		<u>不動産登記法施行細則</u>	<u>明治32年司法省令第11号</u>
	<u>不動産登記令</u>	<u>平成16年政令第379号</u>		(新設)	(新設)
み	<u>民事再生法</u>	<u>平成11年法律第225号</u>	み	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	民事訴訟法	<u>平成8年法律第109号</u>		(同左)	<u>明治23年法律第29号</u>
	民事保全法	<u>平成元年法律第91号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
(2) (省略)			(2) (同左)		

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第4章 納税の猶予及び担保</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第46条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第1項の猶予</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他これらに類する災害 2 相当な損失 3 予定納税に係る所得税等 4 被災した被相続人等に<u>係る</u>国税 5 猶予期間 <p>第2項の猶予</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 猶予金額 7 猶予期間 8 猶予期間の始期 8-2 <u>納税者の帰責性</u> 8-3 <u>その他の災害</u> 9 生計を一にする 10 親族 11 事業の休廃止 11-2 <u>事業上の著しい損失</u> 12 その他の事実 	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第4章 納税の猶予及び担保</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第46条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第1項の猶予</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他これらに類する災害 2 相当な損失 3 予定納税に係る所得税等 4 被災した被相続人等に<u>かかる</u>国税 5 猶予期間 <p>第2項の猶予</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 猶予金額 7 猶予期間 8 猶予期間の始期 (新設) (新設) 9 生計を一にする 10 親族 11 事業の休廃止 (新設) 12 その他の事実

改正後	改正前
<p>12-2 <u>猶予該当事実と納付困難の関係</u></p> <p>12-3 <u>納付困難</u></p> <p>第3項の猶予</p> <p>13 猶予金額</p> <p>13-2 <u>猶予期間</u></p> <p>13-3 <u>猶予期間の始期</u></p> <p>13-4 <u>期限内に申請できないやむを得ない理由</u></p> <p><u>分割納付</u></p> <p>13-5 <u>分割納付</u></p> <p>13-6 <u>合理的かつ妥当な金額</u></p> <p>担保</p> <p>13-7 <u>猶予に係る税額</u></p> <p>14 担保を徴することができない特別の事情</p> <p>15 <u>差押財産の価額</u></p> <p><u>猶予期間の延長</u></p> <p>16 <u>猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由</u></p> <p><u>分割納付計画の変更</u></p> <p>17 <u>分割納付計画の変更の方法</u></p> <p>18 <u>分割納付計画を変更するやむを得ない理由</u></p> <p>19 <u>猶予期間内の変更</u></p> <p style="text-align: center;">第46条の2関係 <u>納税の猶予の申請手続等</u></p> <p><u>添付書類</u></p> <p>1 <u>事実を証するに足りる書類</u></p> <p>2 <u>添付書類の提出が困難な場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3項の猶予</p> <p>13 <u>猶予金額および猶予期間</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>担保の徴取</p> <p>(新設)</p> <p>14 担保を徴することができない特別の事情</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>申請書等の補正</u></p> <p>3 <u>申請書等の記載の不備</u></p> <p>4 <u>添付書類の不提出</u></p> <p>5 <u>みなし取下げの通知に対する不服申立て</u></p> <p><u>猶予の不許可</u></p> <p>6 <u>忌避等</u></p> <p>7 <u>不誠実な申請</u></p> <p><u>質問及び検査</u></p> <p>8 <u>質問及び検査をすることができる場合</u></p> <p>9 <u>質問</u></p> <p>10 <u>検査する帳簿書類</u></p> <p>11 <u>身分証明書の提示</u></p> <p style="text-align: center;">第47条関係 <u>猶予の許可等の通知</u></p> <p><u>納税者等に対する通知</u></p> <p>1 <u>納税の猶予等の通知</u></p> <p>2 <u>その他必要な事項</u></p> <p>3 <u>不許可の通知</u></p> <p style="text-align: center;">第48条関係 <u>納税の猶予の効果</u></p> <p>1 交付要求</p> <p>2 差押えの解除</p> <p>3 債権等の取立て</p> <p>4 <u>時効の停止</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第48条関係 <u>納税の猶予の効果</u></p> <p>1 交付要求</p> <p>2 差押えの解除</p> <p>3 債権等の取立て</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
第49条関係 納税の猶予の取消し	第49条関係 納税の猶予の取消し
納税の猶予の取消し	(新設)
1 <u>分割納付ができなかったやむを得ない理由</u>	(新設)
2 <u>担保の変更等の命令に応じないとき</u>	(新設)
3 <u>新たに滞納した場合のやむを得ない理由</u>	(新設)
4 <u>偽りその他不正な手段</u>	(新設)
5 財産の状況その他の事情の変化	財産の状況その他の事情の変化
6 <u>弁明をしない正当な理由</u>	(新設)
7 <u>取消し等の通知</u>	(新設)
第2節 担保	第2節 担保
第50条関係 担保の種類	第50条関係 担保の種類
担保の種類	担保の種類
1 确实と認める社債その他の有価証券	1 确实と認める社債その他の有価証券
2 立木	2 立木
3 担保として <u>適格ではない</u> 財団	3 担保として <u>適格でない</u> 財団
4 保険の範囲	4 保険の範囲
5 保険の金額	5 保険の金額
6 确实と認める保証人	6 确实と認める保証人
7 法人による保証	7 法人による保証
8 担保提供の順位	8 担保提供の順位
担保の額	担保の額
9 担保の額	9 担保の額

改正後	改正前
<p>10 <u>担保財産</u>の見積価額</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p> <p>担保の処分</p> <p>1 不服申立てに<u>係る</u>国税の担保の処分</p> <p>2 会社更生法との関係</p> <p>担保財産の処分</p> <p>3 担保財産の差押え</p> <p>保証人からの徴収</p> <p>4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき</p> <p>5 換価の制限</p> <p>保証と主たる納税義務との関係</p> <p>6 納税の猶予</p> <p>7 換価の猶予</p> <p>8 滞納処分の停止による消滅</p> <p>9 時効中断の訴え</p> <p>10 催告の抗弁権等</p> <p style="text-align: center;">第54条関係 担保の提供等に関する細目</p> <p>担保の提供手続</p> <p>1 担保提供書等の提出</p> <p>2 有価証券等の供託機関</p> <p>3 抵当権を設定するために必要な書類</p> <p>4 保険に対する保全措置</p> <p>5 共同保証の場合</p>	<p>10 <u>担保物</u>の見積価額</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p> <p>担保の処分</p> <p>1 不服申立てに<u>かかる</u>国税の担保の処分</p> <p>2 会社更生法との関係</p> <p>担保財産の処分</p> <p>3 担保財産の差押え</p> <p>保証人からの徴収</p> <p>4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき</p> <p>5 換価の制限</p> <p>保証と主たる納税義務との関係</p> <p>6 納税の猶予</p> <p>7 換価の猶予</p> <p>8 滞納処分の停止による消滅</p> <p>9 時効中断の訴え</p> <p>10 催告の抗弁権等</p> <p style="text-align: center;">第54条関係 担保の提供等に関する細目</p> <p>担保の提供手続</p> <p>1 担保提供書等の提出</p> <p>2 有価証券等の供託機関</p> <p>3 抵当権を設定するために必要な書類</p> <p>4 保険に対する保全措置</p> <p>5 共同保証の場合</p>

改正後	改正前
<p>6 保証等の<u>意思</u>の確認</p> <p>担保の解除</p> <p>7 第三者納付の場合の解除時期</p> <p>8 その他の解除手続</p> <p style="text-align: center;">第55条関係 納付委託</p> <p>1 国税の徴収上有利</p> <p>2 納付委託に使用できる証券</p> <p>3 最近</p> <p>4 証券の确实性の判定</p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>6 <u>削除</u></p> <p>7 不渡りの場合の措置</p> <p>8 第1項第3号の国税に<u>係る</u>納付委託と滞納処分等との関係</p> <p>9 <u>納付委託と担保の関係</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 附帯税</p> <p style="text-align: center;">第1節 延滞税及<u>び</u>利子税</p> <p style="text-align: center;">第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p> <p>事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除</p> <p>1 <u>猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由</u></p> <p>2 納付が困難と認められるもの</p>	<p>6 保証等の<u>真実性</u>の確認</p> <p>担保の解除</p> <p>7 第三者納付の場合の解除時期</p> <p>8 その他の解除手続</p> <p style="text-align: center;">第55条関係 納付委託</p> <p>1 国税の徴収上有利</p> <p>2 納付委託に使用できる証券</p> <p>3 最近</p> <p>4 証券の确实性の判定</p> <p>5 取立費用の提供</p> <p>6 再委託</p> <p>7 不渡りの場合の措置</p> <p>8 第1項第3号の国税に<u>かかる</u>納付委託と滞納処分等との関係 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 附帯税</p> <p style="text-align: center;">第1節 延滞税<u>および</u>利子税</p> <p style="text-align: center;">第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p> <p>事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除</p> <p>1 やむを得ない理由</p> <p>2 納付が困難と認められるもの</p>

改正後	改正前
<p>3 財産の状況が著しく不良</p> <p><u>3-2 軽減又は免除されたとき</u></p> <p>4 <u>延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由</u></p> <p>5 判定の時期</p> <p><u>差押え等の場合の免除</u></p> <p>6 必要な財産</p> <p>7 削除</p> <p>8 相当する担保</p> <p>9 免除の範囲</p> <p><u>納付の委託の場合の免除</u></p> <p>10 弁済委託等の場合</p> <p>11 期限が指定された場合の委託を受けた日</p> <p><u>災害の場合の免除</u></p> <p>12 その他これらに類する災害</p> <p>13 納付することができない事由</p> <p>14 人為による異常な災害又は事故</p> <p>15 申告又は納付ができない場合</p> <p><u>第二次納税義務等の免除</u></p> <p>16 第二次納税義務等の免除</p> <p><u>会社更生法の規定による免除との関係</u></p> <p>17 意見を述べる場合等の基準</p>	<p>3 財産の状況が著しく不良</p> <p>(新設)</p> <p>4 納付を困難とするやむを得ない理由</p> <p>5 判定の時期</p> <p><u>差押等の場合の免除</u></p> <p>6 必要な財産</p> <p>7 削除</p> <p>8 相当する担保</p> <p>9 免除の範囲</p> <p><u>納付の委託の場合の免除</u></p> <p>10 弁済委託等の場合</p> <p>11 期限が指定された場合の委託を受けた日</p> <p><u>災害の場合の免除</u></p> <p>12 その他これらに類する災害</p> <p>13 納付することができない事由</p> <p>14 人為による異常な災害<u>または</u>事故</p> <p>15 申告<u>または</u>納付ができない場合</p> <p><u>第二次納税義務等の免除</u></p> <p>16 第二次納税義務等の免除</p> <p><u>会社更生法の規定による免除との関係</u></p> <p>17 意見を述べる場合等の基準</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納税義務の承継</p> <p>承継の効果 (納税の猶予等の効力の承継)</p> <p>7 被相続人の国税について次の処分又は行為がされている場合にも、相続人は当該処分又は行為がされた状態でその国税を承継する。</p> <p>(1) 納期限の延長、延納、納税の猶予、徴収若しくは滞納処分に関する猶予又は滞納処分の停止</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 納期限の延長の申請、延納の申請、納税の猶予の申請、<u>納税の猶予の期間の延長の申請、換価の猶予の申請、換価の猶予の期間の延長の申請又は物納の申請</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 条関係 相続による国税の納税義務の承継</p> <p>承継の効果 (納税の猶予等の効力の承継)</p> <p>7 被相続人の国税について次の処分<u>または</u>行為がされている場合にも、相続人は当該処分<u>または</u>行為がされた状態でその国税を承継する。</p> <p>(1) 納期限の延長、延納、納税の猶予、徴収<u>もしくは</u>滞納処分に関する猶予<u>または</u>滞納処分の停止</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 納期限の延長の申請、延納の申請、納税の猶予の申請<u>または</u>物納の申請</p> <p>(4) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 46 条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第 1 項の猶予 (その他これらに類する災害)</p> <p>1 この条第 1 項の「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、天然ガスの採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害</p>	<p style="text-align: center;">第 46 条関係 納税の猶予の要件等</p> <p>第 1 項の猶予 (その他これらに類する災害)</p> <p>1 この条第 1 項の「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、<u>交通事故</u>、天然ガスの採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害</p>

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>(相当な損失)</p> <p>2 この条第1項の「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合（以下この項において「損失の割合」という。）がおおむね20%以上の場合をいう。<u>この場合において、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（住宅、家庭用動産、農地、農作物及び事業用固定資産・棚卸資産）である場合には、上記の損失の割合は、その重要な財産の区分（上記かつこ書の財産ごとの区分）ごとに判定しても差し支えない。</u></p> <p>なお、<u>保険金又は損害賠償金</u>その他これらに類するものにより補てんされた<u>又は</u>補てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除する。</p> <p>(被災した被相続人等に<u>係る</u>国税)</p> <p>4 この条第1項の規定は、災害により財産に損失を受けた納税者につき、<u>相続、合併、人格のない社団等に属する権利義務の包括承継、信託に係る新たな受託者の就任等</u>があった場合には、その<u>相続人等</u>が納付する承継国税についても適用される（<u>通則法第5条から第7条の2まで参照</u>）。この場合の損失の割合は、<u>被相続人等</u>につき判定した割合によるものとする。</p> <p>(猶予期間)</p> <p>5 この条第1項の<u>規定により猶予する期間</u>は、損失の割合が50%を<u>超える</u>場合は1年、20%から50%までの場合は8月を基準として、別に定めるところによる。</p> <p>第2項の猶予 (猶予金額)</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(相当な損失)</p> <p>2 この条第1項の「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合（以下この項において「損失の割合」という。）がおおむね20%以上の場合をいう<u>ものとする</u>。この場合、災害により損失を受けた財産が生活の維持<u>または</u>事業の継続に欠くことのできない重要な財産（住宅、家庭用動産、農地、農作物<u>および</u>事業用固定資産・<u>たな卸資産</u>）である場合には、上記の損失の割合は、その重要な財産の区分（上記かつこ書の財産ごとの区分）ごとに判定しても<u>さしつかえないものとする</u>。</p> <p>なお、<u>保険金または損害賠償金</u>その他これらに類するものにより補てんされた<u>または</u>補てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除する。</p> <p>(被災した被相続人等に<u>かかる</u>国税)</p> <p>4 この条第1項の規定は、災害により財産に損失を受けた納税者につき、<u>相続または合併</u>があった場合には、その<u>相続人または合併法人</u>が納付する承継国税についても適用されるものとする。この場合の損失の割合は、<u>被相続人または被合併法人</u>につき判定した割合によるものとする。</p> <p>(猶予期間)</p> <p>5 この条第1項の<u>猶予の猶予期間</u>は、損失の割合が50%を<u>こえる</u>場合は1年、20%から50%までの場合は8月を基準として、別に定めるところによる。</p> <p>第2項の猶予 (猶予金額)</p>

改正後	改正前
<p>6 この条第2項の「納付することができないと認められる金額」とは、損失の復旧費等の支出を必要やむを得ないものに限ってもなお納付<u>することができないと認められる金額のうち、同項各号に掲げる事実と因果関係を有する範囲の金額をいう。</u></p>	<p>6 この条第2項の「納付することができないと認められる金額」とは、損失の復旧費等の支出を必要やむを得ないものに限ってもなお納付できないと認められる金額のうち、<u>この条第2項各号に掲げる理由と因果関係を有する範囲の金額をいう。</u></p>
<p>(猶予期間)</p>	<p>(猶予期間)</p>
<p>7 この条第2項の<u>規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予に係る国税を完納することができる</u>と認められる最短期間とする。</p>	<p>7 この条第2項の<u>猶予の猶予期間は、納税者の事業の継続または生活の維持に著しい支障を生ずることなく、国税優先の原則のもとに、その猶予金額を納付することができる</u>と認められる最短期間とする。</p>
<p>(猶予期間の始期)</p>	<p>(猶予期間の始期)</p>
<p>8 この条第2項の<u>規定により猶予する期間の始期は、猶予の申請書に記載された日とする。ただし、その日が同項各号に掲げる事実が生じた日より前であるなど、その日を始期とすることが適当でない</u>と認めるときは、別にその始期を指定することができる。 <u>また、災害を受けた場合など、同項各号の事実が生じた日が明らかであると認められる場合は、その事実が生じた日を猶予する期間の始期とすることができる。</u></p>	<p>8 この条第2項の<u>猶予の猶予期間の始期は、猶予の申請書に記載された日とする。ただし、その日を不適当と認めるときは、別にその始期を指定することができるものとする。</u></p>
<p>(納税者の帰責性)</p>	<p>(新設)</p>
<p>8-2 この条第2項各号に該当する<u>事実は、納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限る。</u></p>	
<p>(その他の災害)</p>	<p>(新設)</p>
<p>8-3 <u>この条第2項第1号の「その他の災害」は、1と同様である。</u></p>	
<p>(生計を一にする)</p>	<p>(生計を一にする)</p>
<p>9 この条第2項第2号の「生計を一にする」とは、納税者と有無相助けて日常生活の資</p>	<p>9 この条第2項第2号の「生計を一にする」とは、納税者と有無相助けて日常生活の資</p>

改正後	改正前
<p>を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を<u>共に</u>していない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している<u>場合</u>が含まれる。</p> <p>なお、<u>親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。</u></p> <p>(親族)</p> <p>10 この条第2項第2号の「親族」とは、民法第725条各号(親族の範囲)に掲げる<u>六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族</u>をいう。</p> <p>なお、<u>婚姻又は縁組の届出はしていないが、事実上、納税者と婚姻関係又は養親子関係にある者は、親族と同様に取り扱うものとする(民事執行法97条1項参照)。</u></p> <p>(事業の休廃止)</p> <p>11 この条第2項第3号の「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の<u>規定又は業績の著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止(転業したものを含む。)</u>又は休止したことをいう。</p> <p>(事業上の著しい損失)</p> <p>11-2 <u>この条第2項第4号の「事業につき著しい損失を受けた」とは、猶予期間の始期の前日以前1年間(以下この項及び第46条の2関係1において「調査期間」という。)の損益計算において、調査期間の直前の1年間(以下この項及び第46条の2関係1において「基準期間」という。)の税引前当期純利益の額の2分の1を超えて税引前当期純損失が生じていると認められる場合(基準期間において税引前当期純損失が生じている場合は、調査期間の税引前当期純損失の額が基準期間の税引前当期純損失の額を超えているとき)をいう。</u></p>	<p>を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を<u>ともに</u>していない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している<u>とき</u>が含まれる。</p> <p>なお、<u>同一家屋に起居していても、互いに独立し、日常生活の資を共通にしていない親族は、生計を一にするものではない。</u></p> <p>(親族)</p> <p>10 この条第2項第2号の「親族」とは、民法第725条各号(親族の範囲)に掲げる<u>者</u>をいう。</p> <p>なお、<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、配偶者と同様に取り扱う。</u></p> <p>(事業の休廃止)</p> <p>11 この条第2項第3号の「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の<u>規定等</u>やむを得ない理由により、事業を廃止(転業したものを含む。) <u>または休止したことをいうものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(その他の事実)</p> <p>12 この条第2項第5号の「前各号の<u>いずれかに</u>該当する事実に類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) 第1号<u>又は</u>第2号に類するもの</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる<u>事実</u>が生じたため、その債務者に対する<u>売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。)</u>の回収が不能<u>又は著しく困難</u>になったと認められること(従前に比べて決済に要する期間が著しく長期化したと認められる場合を含む。)</p> <p>(イ) <u>所在不明又は無財産</u>になったこと。</p> <p>(ロ) 事業の不振<u>又は失敗</u>により休業に至ったこと。</p> <p>(ハ) 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと。</p> <p>(ニ) <u>破産手続開始の決定</u>があったこと。</p> <p>(ホ) <u>会社法の規定による特別清算開始の命令</u>があったこと。</p> <p>(ヘ) 法律の定める整理手続によらないが、債権者集会による<u>債務整理</u>の決定があったこと。</p> <p>(ト)・(チ) (省略)</p> <p>(リ) <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定</u>があったこと。</p> <p>(削除)</p> <p>(ス) <u>民事再生法の規定による再生手続開始の決定</u>があったこと。</p> <p>(ル) <u>外国倒産処理手続承認の決定</u>があったこと。</p> <p>ホ 納税者と生計を一にしない親族(納税者の親族と同視できる特殊の関係にある者</p>	<p>(その他の事実)</p> <p>12 この条第2項第5号の「前各号の<u>一に</u>該当する事実に類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。</p> <p>(1) 第1号<u>および</u>第2号に類するもの</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる<u>理由</u>が生じたため、その債務者に対する<u>売掛債権等</u>の回収が不能<u>または著しく困難</u>と認められること。</p> <p>(イ) <u>居所不明または無財産</u>になったこと。</p> <p>(ロ) 事業の不振<u>または失敗</u>により休業に至ったこと。</p> <p>(ハ) 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと。</p> <p>(ニ) <u>破産の宣告を受けた</u>こと。</p> <p>(ホ) <u>特別清算の開始決定</u>があったこと。</p> <p>(ヘ) 法律の定める整理手続によらないが、債権者集会の<u>協議</u>による<u>債権整理</u>の決定があったこと。</p> <p>(ト)・(チ) (同左)</p> <p>(リ) <u>会社更生手続の開始</u>があったこと。</p> <p>(ス) <u>会社の整理の開始</u>があったこと。</p> <p>(ル) <u>和議の開始</u>があったこと。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 納税者と生計を一にする親族<u>以外の者で、納税者の親族その他納税者の親族と同</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を含む。）が病気にかかり、又は負傷したこと。</u></p> <p>(2) 第3号又は第4号に類するもの</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>事業は継続しているものの、交通、運輸若しくは通信機関の労働争議又は道路工事若しくは区画整理等による通行路の変更等により、売上の著しい減少等の影響を受けたこと。</u></p> <p>ハ <u>市場の悪化、取引先の被災、親会社からの発注の減少等により、従前に比べ納税者の事業の操業度の低下又は売上の著しい減少等の影響を受けたこと。</u></p> <p>ニ <u>著しい損失の状態が生じたとまではいえないものの、それに近い税引前当期純損失の状態が生じる原因となった売上の著しい減少又は経費の著しい増加が生じたこと。</u></p> <p>ホ 納税者が著しい損失（事業に関するものを除く。）を受けたこと。</p> <p>(注) <u>「売上の著しい減少」とは、単に従前に比べて売上が減少したというだけでは足りず、事業の休廃止若しくは事業上の著しい損失があったのと同視できるか又はこれに準ずるような重大な売上の減少があったことをいう（平成 23. 5. 26 名古屋高判参照）。</u></p> <p><u>(猶予該当事実と納付困難の関係)</u></p> <p>12-2 <u>この条第2項の「その該当する事実に基づき」納付することができないとは、納税者に同項各号に掲げる事実があったことにより、資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが国税を一時に納付することができないことの原因となっていることをいう。</u></p> <p><u>(納付困難)</u></p>	<p>視できる特殊の関係にある者が、病気にかかり、または負傷したこと。</p> <p>(2) 第3号および第4号に類するもの</p> <p>イ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ <u>下請企業である納税者が、親会社からの発注の減少等による影響を受けたこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ハ <u>納税者がやむを得ない理由により著しい損失（事業に関するものを除く。）を受けたこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>12-3 <u>この条第2項の「国税を一時に納付することができない」とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいう。</u></p> <p>第3項の猶予 (猶予金額)</p> <p>13 <u>この条第3項の規定により猶予する金額は、6と同様である。ただし、納付困難な金額の判定に当たっては、その国税の確定手続等との因果関係を考慮する必要はない。</u></p> <p><u>(猶予期間)</u></p> <p>13-2 <u>この条第3項の規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額に分割して納付した場合において、その猶予に係る国税を完納することができるものと認められる最短期間とする。</u></p> <p><u>(猶予期間の始期)</u></p> <p>13-3 <u>この条第3項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする国税の納期限の翌日とする。</u> <u>なお、やむを得ない理由があつて納期限後に納税の猶予の申請書を提出した場合は、当該申請書の提出日をその始期とする。</u></p> <p><u>(期限内に申請できないやむを得ない理由)</u></p> <p>13-4 <u>この条第3項の「やむを得ない理由」とは、例えば、通則法第74条の11第2項の国税に関する調査結果の内容の説明を受けた時など、納税者がこの条第3項各号</u></p>	<p>第3項の猶予 (猶予金額および猶予期間)</p> <p>13 <u>この条第3項の規定により納税の猶予をする金額および猶予期間は、6および7と同様とする。ただし、納付困難な金額の判定にあたっては、その国税の確定手続等の遅延との因果関係を考慮する必要はない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に規定する納付すべき税額を知った時から、納税の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1月程度）内に納税の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいう。</u></p> <p>分割納付 <u>（分割納付）</u></p> <p>13-5 <u>この条第2項又は第3項の規定により納税の猶予をする場合は、災害、病気等により納税者の資力が著しく低下している場合を除き、その猶予に係る金額を猶予期間内の各月（税務署長等がやむを得ないと認めるときは、その期間内の税務署長等が指定する月）に分割して納付させるものとする。</u></p> <p><u>（合理的かつ妥当な金額）</u></p> <p>13-6 <u>この条第4項の「その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とは、納税者の財産の状況その他の事情からみて、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であつて、かつ、その猶予に係る国税を最短で完納することができる金額をいう。</u></p> <p>担保 <u>（猶予に係る税額）</u></p> <p>13-7 <u>この条第5項の「猶予に係る税額が百万円以下である場合」の判定は、納税の猶予の申請時において、その猶予を受けようとする国税以外に猶予の申請中の国税又は既に猶予をしている国税があるときは、これらの国税の額を含めて行う。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>担保の徴取 (新設)</p>

改正後	改正前
<p>(担保を徴することができない特別の事情)</p> <p>14 この条第5項の「担保を徴することができない特別の事情」とは、おおむね次の場合をいう。</p> <p>(1) <u>通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる種類の財産がなく、かつ、保証人となる適当者がいない場合</u></p> <p>(2) <u>通則法第50条各号に掲げる種類の財産があるものの、その財産の見積価額(第50条関係10参照)が猶予に係る国税及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を超える見込みがない場合</u></p> <p>(3) <u>担保を徴することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合</u></p> <p><u>(差押財産の価額)</u></p> <p>15 <u>この条第6項の滞納処分により差し押さえた「財産の価額」は、その財産の見積価額(第50条関係10参照)から差押えに係る国税に先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を控除した額とする。</u></p>	<p>(担保を徴することができない特別の事情)</p> <p>14 この条第5項の「担保を徴することができない特別の事情」とは、おおむね次の場合をいう<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) 通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる<u>担保がない</u>場合</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>担保を徴することにより、事業の継続または生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>猶予期間の延長</u></p> <p><u>(猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由)</u></p> <p>16 <u>この条第7項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情がある場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により予定していた入金がなかったため、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合</u></p> <p>(2) <u>納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により、臨時の支出(事業の継続又</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>は生活の維持のため必要不可欠なものに限る。)を行ったため、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合</u></p> <p><u>(3) 納税の猶予をした時において、猶予に係る国税の完納までに要する期間が1年を超えると見込まれた場合であって、納税者の資力がその猶予をした時に見込んだ状態でおおむね推移していると認められる場合</u></p> <p><u>分割納付計画の変更</u></p> <p><u>(分割納付計画の変更の方法)</u></p> <p><u>17 この条第9項により分割納付の各納付期限(以下19まで、第47条関係1並びに第49条関係1及び3において「分割納付期限」という。)及び各納付期限ごとの納付金額(以下19まで、第47条関係1及び第49条関係1において「分割納付金額」という。)を変更する場合は、その猶予期間内において、その変更をしようとする日以後に到来する分割納付期限及び分割納付金額について、変更しようとする時の納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに変更する。</u></p> <p><u>(分割納付計画を変更するやむを得ない理由)</u></p> <p><u>18 この条第9項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情にある場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により予定していた入金が無かったため、分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができなかった場合</u></p> <p><u>(2) 納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により、臨時の支出(事業の継続又は生活の維持のため必要不可欠なものに限る。)を行ったため、分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができなかった場合</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(猶予期間内の変更)</u></p> <p>19 <u>この条第9項による変更後の分割納付期限は、その猶予期間（猶予期間を短縮する場合は短縮後の猶予期間）を超えることができない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第46条の2関係 納税の猶予の申請手続等</u></p> <p><u>添付書類</u></p> <p><u>(事実を証するに足りる書類)</u></p> <p>1 <u>この条第2項の「事実を証するに足りる書類」とは、通則法第46条第2項各号のいずれかに該当する事実（以下この条関係、第49条関係4及び第63条関係4において「猶予該当事実」という。）があることを証明することができる書類をいい、具体的には、<u>り災証明書、診断書、医療費の領収書、廃業届、商業登記簿の登記事項証明書、調査期間及び基準期間の損益計算書等をいう。</u></u></p> <p><u>(添付書類の提出が困難な場合)</u></p> <p>2 <u>この条第5項の「添付すべき書類を提出することが困難である」とは、災害等による帳簿書類等の滅失、病気等による入院など、納税の猶予又は猶予期間の延長の申請に当たって、納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により添付すべき書類の提出が困難な場合をいう。</u></p> <p><u>申請書等の補正</u></p> <p><u>(申請書等の記載の不備)</u></p> <p>3 <u>この条第7項の「記載に不備があるとき」とは、提出された申請書又は申請書に添付</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>すべき書類について、記載すべき事項が記載されていないとき、又は納税の猶予の適否の判断をすることができる程度の記載がされていないと認められるときをいう。</u></p> <p><u>(添付書類の不提出)</u></p> <p>4 <u>この条第9項の「提出をしなかつたとき」には、提出を求めた添付書類の提出があったものの、記載すべき内容がほとんど記載されていないときも含まれる。</u></p> <p><u>(みなし取下げの通知に対する不服申立て)</u></p> <p>5 <u>この条第9項の規定により納税の猶予の申請が取り下げられたものとみなされた場合において、その旨を納税者に知らせる通知は不服申立ての対象である処分に該当しない（通則法75条1項参照）。</u></p> <p><u>猶予の不許可</u></p> <p><u>(忌避等)</u></p> <p>6 <u>この条第10項第2号の「拒み」とは、言語又は動作で検査を承諾しないこと、「妨げ」とは、検査に障害を与えること、「忌避」とは、積極的行動によらないで検査の対象から免れることをいう（徴収法基通第188条関係3参照）。</u></p> <p><u>(不誠実な申請)</u></p> <p>7 <u>この条第10項第3号の「その申請が誠実にされたものでないとき」には、納税の猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後において、同一の国税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実が発生するなど、その申請に正当な理由があると認められるときを除く。）等が該当する。</u></p> <p><u>質問及び検査</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(質問及び検査をすることができる場合)</u></p> <p>8 <u>この条第 11 項の「第六項の規定による調査をするため必要があると認めるとき」とは、納税の猶予をするに当たって、猶予該当事実の有無、納税者の現在の資産及び負債の状況並びに今後の収入及び支出の見込み等（以下 8 及び 10 において「猶予該当事実等」という。）を明らかにする必要があると税務署長等が認めるときをいう。</u></p> <p><u>なお、質問の内容及び検査の方法等は、猶予該当事実等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られる。</u></p> <p><u>(質問)</u></p> <p>9 <u>この条第 11 項の「質問」は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。</u></p> <p><u>(検査する帳簿書類)</u></p> <p>10 <u>この条第 11 項の「その者の帳簿書類その他の物件」とは、納税者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(身分証明書の提示)</u></p> <p>11 <u>この条第 12 項の質問又は検査に当たって関係者の請求があったときは、徴収法施行規則別紙第 12 号書式（徴収職員証票）に所要の調整を加えた身分証明書を提示しなければならない（通則規 16 条 3 項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 猶予の許可等の通知</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>納税者等に対する通知</u></p> <p><u>(納税の猶予等の通知)</u></p> <p>1 <u>納税の猶予をし、又はその期間を延長したとき（通則法第 46 条第 9 項の規定により分割納付期限及び分割納付金額を変更したときを含む。）は、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者（納税者を除く。）に対し、この条第 1 項に掲げる事項を通知するものとする。</u></p> <p><u>(その他必要な事項)</u></p> <p>2 <u>この条第 1 項の「その他必要な事項」とは、納税の猶予の適用条項及び提供された担保の内容をいう。</u></p> <p><u>(不許可の通知)</u></p> <p>3 <u>納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者（納税者を除く。）に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 48 条関係 納税の猶予の効果</p> <p>(交付要求)</p> <p>1 この条第 1 項かつこ書の「交付要求」には、徴収法第 86 条の規定による参加差押えは含まれない。</p> <p>(差押えの解除)</p> <p>2 この条第 2 項の「差押えを解除することができる」のは、おおむね次に掲げる場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 48 条関係 納税の猶予の効果</p> <p>(交付要求)</p> <p>1 この条第 1 項かつこ書の「交付要求」には、徴収法第 86 条の規定による参加差押えは含まれない<u>ものとする。</u></p> <p>(差押えの解除)</p> <p>2 この条第 2 項の「差押えを解除することができる」のは、おおむね次に掲げる場合とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>担保の額と差押財産の見積価額の合計額が猶予に係る国税(その国税が完納されるまでの延滞税及び担保又は差押財産の処分に要する費用を含む。以下この項において同じ。)</u>の額を著しく超過することとなった場合</p> <p>(2) <u>差押えを継続することにより、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3) <u>猶予に係る国税の額に相当する担保の提供を受けた場合</u></p> <p>(4) <u>通則法第 55 条第 1 項第 2 号に基づき納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれがないため、納税の猶予に係る国税の徴収が確実であると認められる場合 (同条 4 項参照)</u></p> <p>(債権等の取立て)</p> <p>3 <u>納税の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうち、天然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものである場合には、その財産につき滞納処分を執行し、徴収法第 129 条の規定に従い、その換価代金等を猶予に係る国税に充てる。</u></p> <p>(2) <u>第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、徴収法第 129 条の規定に従い、その金銭を猶予に係る国税に充てる。</u></p> <p>(時効の停止)</p> <p>4 <u>納税の猶予に係る国税(その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない (通則法 73 条 4 項)。</u></p>	<p>(1) <u>担保の価額と差押財産の処分予定価額が猶予にかかる国税の未納額を著しく超過することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>差押えを継続することにより、納税者の事業の継続または生活の維持に著しい支障があると認める場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(債権等の取立て)</p> <p>3 <u>差押えにかかる有価証券、債権または無体財産権等については、納税の猶予期間中であつても、その取立てをすることができるが、支払命令の申立て、給付の訴えの提起等の強制的な取立ては、やむを得ない場合を除き、行なわないものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 49 条関係 納税の猶予の取消し</p> <p>納税の猶予の取消し</p> <p><u>(分割納付ができなかったやむを得ない理由)</u></p> <p>1 <u>この条第 1 項第 2 号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>第 46 条関係 18(1)と同様の事情があった場合</u></p> <p>(2) <u>第 46 条関係 18(2)と同様の事情があった場合</u></p> <p>(3) <u>分割納付期限までに納付することができなかった分割納付金額を、おおむね次回の分割納付期限までに納付できると認められる場合</u></p> <p><u>(担保の変更等の命令に応じないとき)</u></p> <p>2 <u>この条第 1 項第 3 号の「第五十一条第一項 (担保の変更等) の命令等に応じないとき」とは、他の担保を提供することができない特別の事情 (第 46 条関係 14 参照) がないにもかかわらず、税務署長等の担保の変更等の命令に応じない場合をいう。</u></p> <p><u>(新たに滞納した場合のやむを得ない理由)</u></p> <p>3 <u>この条第 1 項第 4 号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>納税の猶予をした時において予見できなかった事実 (納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。) の発生により予定していた入金がなかったため、新たに納期限が到来した国税をその納期限までに納付することができなかった場合</u></p>	<p style="text-align: center;">第 49 条関係 納税の猶予の取消し</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により臨時の支出(事業の継続又は生活の維持に必要不可欠であるものに限る。)を行ったため、新たに納期限が到来した国税をその納期限までに納付することができなかった場合</u></p> <p><u>(3) 納税の猶予をした時から新たに納付すべき国税の納期限までの期間が短く、その間に納付のための資金を確保することが困難であったため、その国税を納期限までに納付できなかった場合</u></p> <p><u>(4) 新たに納期限が到来した国税を、おおむね次回の分割納付期限までに納付することができる」と認められる場合</u></p> <p><u>(偽りその他不正な手段)</u></p> <p><u>4 この条第1項第5号の「偽りその他不正な手段」とは、納税の猶予若しくは猶予期間の延長の申請書又はその添付書類につき、おおむね次に掲げる虚偽の事実を記載すること、又は記載すべき事実を記載しないことをいう。</u></p> <p><u>(1) 猶予該当事実がないにもかかわらず、故意に猶予該当事実がある旨を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 故意に所有する資産を記載せず、又は存在しない負債を記載すること。</u></p> <p><u>(3) 故意に事実より少ない収入金額又は事実より多い支出金額を記載すること。</u></p> <p>(財産の状況その他の事情の変化)</p> <p><u>5 この条第1項第6号の「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは、猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、納付困難と認められる金額がなくなる程度の資力の増加等により、その猶予を継続することが適当でないと認められる場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(財産の状況その他の事情の変化)</p> <p>この条第1項第4号の「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、納付困難と認められる金額がなくなる程度の資力の増加、<u>新たな滞納の発生等</u>により、その猶予を継続することが適当でないと認められる場合をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>(弁明をしない正当な理由)</u></p> <p>6 この条第2項ただし書の「<u>正当な理由がなくその弁明をしないとき</u>」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいう。</p> <p><u>(取消し等の通知)</u></p> <p>7 <u>納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者（納税者を除く。）に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第50条関係 担保の種類</p> <p>担保の種類</p> <p>(<u>确实と認める社債その他の有価証券</u>)</p> <p>1 この条第2号の「社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）<u>その他の有価証券で税務署長等が确实と認めるもの</u>」は、次に掲げる有価証券など、<u>その発行する法人の財務内容及び事業の状況から、元本の償還、利息の支払等が确实であると認められるものとする。</u></p> <p><u>なお、有価証券には、通則令第16条第1項（担保の提供手続）に規定する振替株式等など、その権利を表象する券面が発行されていないものが含まれる。</u></p> <p>(1) <u>その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券</u></p> <p>(2) <u>金融機関が特別の法律により発行する債券</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第50条関係 担保の種類</p> <p>担保の種類</p> <p>(<u>确实と認める社債その他の有価証券</u>)</p> <p>1 この条第2号の「社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）<u>その他の有価証券で税務署長等が确实と認めるもの</u>」は、<u>原則として、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>農林中央金庫法、商工組合中央金庫法、日本電信電話公社法その他の特別の法律により設立された法人（株式会社を除く。）の発行する債券（農林債券、商工債券、電信電話債券等）</u></p> <p>(2) <u>国際電信電話株式会社法、日本航空株式会社法その他の特別の法律により設立された株式会社の発行する社債</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>③ 金融商品取引所に上場されている有価証券</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(担保として<u>適格</u>ではない財団)</p> <p>3 この条第5号に規定する鉄道財団等の財団（以下この条関係において「<u>鉄道財団等</u>」という。）であっても、その財団としての存続期間（<u>鉄道抵当法2条の2第2項、13条、工場抵当法8条3項、10条等参照</u>）の終期が、国税の担保としての抵当権設定の<u>登記又は登録が通常されると見込まれる日より前に到来するものは、その性格上、国税の担保としては不適格であるものとする。</u></p> <p>(保険の範囲)</p> <p>4 この条第4号の「保険」には、所得税法第77条第2項第2号（<u>地震保険料控除</u>）に規定する共済に係る契約（共済金の支払を受ける権利の譲渡又は差押えが禁止されているものを除く。）を<u>含む</u>、保険料又は共済掛金が月掛のものを<u>含まない</u>。</p> <p>(注) 1 共済金の支払を受ける権利の譲渡又は差押えが禁止されているものには、農業災害補償法の規定による共済に係る契約がある（農業災害補償法89条）。</p> <p>2 月掛火災保険については、普通火災保険に契約変更ができることに留意する。</p> <p>(保険の金額)</p> <p>5 国税の担保財産に付すべき保険の金額は、その担保財産により担保される国税（その<u>国税が完納されるまでの延滞税、利子税及びその担保財産の処分にかかる費用を含む。</u>）の額及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を超える</p>	<p><u>③ 長期信用銀行法により発行する債券（興業債券、長期信用債券、日本不動産債券等）</u></p> <p><u>④ 株式および社債で証券取引所に上場されているもの</u></p> <p><u>⑤ 投資信託または貸付信託の受益証券（記名式を除く。）</u></p> <p><u>⑥ 担保附社債信託法の規定により発行された物上担保附社債</u></p> <p>(担保として<u>適格でない</u>財団)</p> <p>3 この条第5号に規定する鉄道財団等の財団（以下この条関係において「<u>鉄道財団等</u>」という。）であっても、その財団としての存続期間（<u>工場抵当法8条3項、10条、鉄道抵当法2条の2第2項、13条参照。</u>）の終期が、国税の担保としての抵当権設定の<u>登記等が通常されると見込まれる日前に到来するものは、その性格上国税の担保としては不適格として取り扱う。</u></p> <p>(保険の範囲)</p> <p>4 この条第4号の「保険」には、所得税法第77条第2項第2号（<u>火災等の共済契約</u>）に規定する共済に<u>かかる</u>契約（共済金の支払を受ける権利の譲渡<u>または</u>差押えが禁止されているものを除く。）を<u>含むものとするが</u>、保険料<u>または</u>共済掛金が月掛のものは<u>含まれないものとする。</u></p> <p>(注) 1 共済金の支払を受ける権利の譲渡<u>または</u>差押えが禁止されているものには、農業災害補償法の規定による共済に<u>かかる</u>契約がある（農業災害補償法89条）。</p> <p>2 月掛火災保険については、普通火災保険に契約変更ができることに留意する。</p> <p>(保険の金額)</p> <p>5 国税の担保物に付すべき保険の金額は、その担保物により担保される国税の額（<u>先順位の被担保債権があるときは、その被担保債権の額を加えた額</u>）を下回ってはならないものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>ものでなければならない。</u></p> <p>(確実と認める保証人)</p> <p>6 この条第6号の「<u>税務署長等が確実と認める保証人</u>」とは、別に定める場合を除き、<u>金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認められる者をいう。</u></p> <p>(法人による保証)</p> <p>7 法人による保証(物上保証を含む。)については、当該法人がその国税の保証をすることが、<u>当該法人の定款に定める目的の範囲内に属する場合に限る。</u></p> <p>なお、次に掲げる法人による保証は、定款に定める目的の<u>範囲内</u>に属するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 担保を提供すべき者が<u>取締役又は業務を執行する社員</u>となっている営利を目的とする法人(会社法第356条第1項第3号、第365条第1項又は第595条第1項第2号の規定により<u>株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認</u>を受けたものに限る。)</p> <p>(担保提供の順位)</p> <p>8 担保は、<u>可能な限り処分が容易であって</u>、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから、<u>提供を受けるものとする。</u></p> <p>担保の額</p> <p>(担保の額)</p> <p>9 国税の担保は、その担保に係る<u>国税が完納されるまでの延滞税、利子税及び担保の処分</u>に要する費用をも十分に担保できる価額のもの<u>(担保が保証人の保証である場合は、</u></p>	<p>(確実と認める保証人)</p> <p>6 この条第6号の「<u>税務署長等が確実と認める保証人</u>」は、別に定める場合を除き、<u>金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認める者とする。</u></p> <p>(法人による保証)</p> <p>7 法人による保証(物上保証を含む。)については、当該法人がその国税の保証をすることが<u>当該法人の定款に定める目的の範囲内に属するものに限るものとする。</u></p> <p>なお、<u>この場合において</u>、次に掲げる法人による保証は、定款に定める目的の<u>範囲</u>に属するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 担保を提供すべき者が<u>役員</u>となっている営利を目的とする法人(商法第75条(同法第147条で準用する場合を含む。)、同法第265条または有限会社法第30条の規定により<u>社員の過半数の決議、取締役会の承認または社員総会の認許</u>を受けたものに限る。)<u>(昭和31.8.3東京高判、昭和31.11.15名古屋高判)</u></p> <p>(担保提供の順位)</p> <p>8 担保は、<u>なるべく</u>処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから、<u>提供させるものとする。</u></p> <p>担保の価額</p> <p>(担保の額)</p> <p>9 国税の担保は、その担保に<u>かかる</u>国税が完納されるまでの延滞税、利子税<u>および担保</u>の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>その国税等の保証義務を十分に果たせる資力を有する保証人</u>でなければならない。</p> <p>(担保財産の見積価額)</p> <p>10 国税の<u>担保財産</u>の見積価額は、次の各号に掲げる金額によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この条第1号に掲げる地方債及び第2号に掲げる社債その他の有価証券については、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した金額</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) この条第4号及び第5号に掲げる建物等については、時価の7割以内において担保を<u>提供している期間中に見込まれる</u>価値の減耗等を考慮した金額</p> <p style="text-align: center;">第51条関係 担保の変更等</p> <p>(その他の理由)</p> <p>1 この条第1項の「その他の理由」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>担保財産については、担保が提供された後、所有権の帰属に関する訴えが提起された場合等であって、担保の提供の効力に影響があると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>担保財産に付されている保険契約が失効したとき。</u></p> <p>(3) <u>担保財産(通則法第46条第6項(差押財産がある場合の担保の額の特例)に該当する差押財産を含む。)の滅失その他の理由により、その価額が減少したとき。</u></p> <p>(4) <u>担保財産が国債等である場合においては、その国債等の償還期限が到来したとき、又は近く到来するとき。</u></p>	<p>(担保物の見積価額)</p> <p>10 国税の<u>担保物</u>の見積価額は、次の各号に掲げる金額によるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) この条第1号に掲げる地方債<u>および</u>第2号に掲げる社債その他の有価証券については、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した金額</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) この条第4号及び第5号に掲げる建物等については、時価の7割以内において担保提供期間中の<u>予想される</u>価値の減耗等を考慮した金額</p> <p style="text-align: center;">第51条関係 担保の変更等</p> <p>(その他の理由)</p> <p>1 この条第1項の「その他の理由」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>担保物について、その後所有権の帰属に関する訴えが提起された場合等で、担保の提供の効力に影響があると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>担保物に付されている保険契約が失効したとき。</u></p> <p>(3) <u>通則法第46条第6項(差押財産がある場合の担保の額の特例)(徴収法第152条で準用する場合を含む。)の規定の適用された差押財産について、滅失その他の理由によりその価額が減少したとき。</u></p> <p>(新規)</p>

改正後	改正前
<p>(担保を提供した者)</p> <p>2 物上保証人は、この条第1項の「担保を提供した者」に<u>当たらない</u>。</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p> <p>担保の処分</p> <p>(不服申立てに係る国税の担保の処分)</p> <p>1 通則法第105条第3項及び第5項(不服申立てに係る国税の担保)の規定により提供された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決<u>又は</u>決定後でなければ処分をしないものとする。</p> <p>なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる期間内に限る。)は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様とする。</p> <p>(会社更生法との関係)</p> <p>2 会社更生手続において国税のために提供された担保の処分についても、この条の規定の適用があるが、その処分ができる要件等については、この条の規定と異なる場合(例えば、会社更生法第50条第5項(他の手続の中止等)の規定による<u>滞納処分</u>の続行命令があった場合)がある。</p> <p>担保財産の処分</p> <p>(担保財産の差押え)</p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を<u>差し押さえる</u>。この場合</p>	<p>(担保を提供した者)</p> <p>2 物上保証人は、この条第1項の「担保を提供した者」に<u>あたらない</u>。</p> <p style="text-align: center;">第52条関係 担保の処分</p> <p>担保の処分</p> <p>(不服申立てにかかる国税の担保の処分)</p> <p>1 通則法第105条第3項および第5項(不服申立てにかかる国税の担保)の規定により提供された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決<u>または</u>決定後でなければ処分をしないものとする。</p> <p>なお、異議申立ての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる期間内に限る。)は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様に<u>取り扱うもの</u>とする。</p> <p>(会社更生法との関係)</p> <p>2 会社更生手続において国税のために提供された担保の処分についても、この条の規定の適用があるが、その処分ができる要件等については、この条の規定と異なる場合(例えば、会社更生法第67条第6項の規定による<u>担保物件の処分</u>の続行命令があった場合)がある。</p> <p>担保財産の処分</p> <p>(担保財産の差押え)</p> <p>3 担保財産を滞納処分の例により処分する場合は、担保財産を<u>差し押える</u>。この場合に</p>

改正後	改正前
<p>において、<u>その担保財産に滞納処分による先行の差押えがされているときは、参加差押えをする。</u></p> <p>なお、その財産が納税者以外の第三者に帰属しているときの差押え又は参加差押えの手続は、その第三者を相手方として<u>行う</u>（徴収法基通第 54 条関係 <u>12</u> 参照）。</p> <p>保証人からの徴収</p> <p>（滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき）</p> <p>4 この条第 4 項の「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。以下この項において同じ。）を執行しようとする時の現況において納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の有する国税の総額に満たないと認める<u>場合</u>をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はない。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、次に留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 継続収入に係る債権又は将来生ずべき債権がある場合には、それを換価するものとしてその財産の価額を算定する。</p> <p>(5) 交付要求に係る財産がある場合には、直ちにそれを換価したとした場合において配当を受けることができると認められる金額を基準として、その財産の価額を算定する。</p> <p>(6) （省略）</p> <p>（換価の制限）</p> <p>5 保証人の財産の売却決定は、主たる納税者の財産について、<u>公売期日等（公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日、随意契約により売却する場合にはその売却をする日をいう。）の日後</u>に行う。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少するおそ</p>	<p>において、その財産が納税者以外の者に帰属しているときの差押えの手続は、その第三者を相手方として<u>行なう</u>（徴収法基通第 54 条関係 <u>14</u> 参照）。</p> <p>保証人からの徴収</p> <p>（滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき）</p> <p>4 この条第 4 項の「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分（交付要求および参加差押えを含む。以下この項において同じ。）を執行しようとする時の現況において納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の有する国税の総額に満たないと認める<u>こと</u>をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はない。</p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定については、次に留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 継続収入にかか<u>る</u>債権または将来生ずべき債権がある場合には、それを換価するものとしてその財産の価額を算定する。</p> <p>(5) 交付要求にかか<u>る</u>財産がある場合には、直ちにそれを換価したとした場合において配当を受けることができると認められる金額を基準として、その財産の価額を算定する。</p> <p>(6) （同左）</p> <p>（換価の制限）</p> <p>5 保証人の財産の売却決定は、主たる納税者の財産について、<u>公売期日（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）を開いた後</u>に行なうものとする。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき（不相応な多額の保存費を要する</p>

改正後	改正前
<p>れがあるとき（不相応な多額の保存費を要するときを含む。）は、この条第5項の換価の制限はない（徴収法32条4項、<u>民事保全法49条3項</u>参照）。</p> <p>なお、次に留意する。</p> <p>(1) 第三者に帰属する担保財産がある場合における保証人の財産の換価は、<u>可能な限り</u>その担保財産を換価した後に<u>行う</u>。</p> <p>(2) この条第5項の「<u>換価</u>」には、<u>取立ての方法による換価は含まれない</u>。</p>	<p>ときを含む。）は、この条第5項の換価の制限はない<u>ものとする</u>（徴収法32条4項、<u>民事訴訟法750条4項</u>参照）。</p> <p>なお、次に留意する。</p> <p>(1) 第三者に帰属する担保財産がある場合における保証人の財産の換価は、<u>なるべく</u>、その担保財産を換価した後に<u>行なう取扱いをする</u>。</p> <p>(2) この条第5項の<u>規定は、債権の取立てについては適用されない</u>。</p>
<p>保証と主たる納税義務との関係</p>	<p>保証と主たる納税義務との関係</p>
<p>（納税の猶予）</p>	<p>（納税の猶予）</p>
<p>6 主たる納税者の国税（以下この条関係において「主たる国税」という。）について納税の猶予をしている間は、その<u>国税の保証人</u>に対して納付通知書若しくは納付催告書を発し、<u>又は滞納処分をすることはできない</u>。</p>	<p>6 主たる納税者の国税（以下この条関係において「主たる国税」という。）について納税の猶予をしている間は、その<u>国税について保証人</u>に対して納付通知書もしくは納付催告書を発し、<u>または滞納処分をすることはできないが、保証人の保証にかか</u>る国税（以下この条関係において「保証国税」という。）についてした納税の猶予の効力は、主たる国税には及ばない。</p>
<p>なお、保証人の保証に係る<u>国税</u>（以下この条関係において「保証国税」という。）についてした納税の猶予の効力は、主たる国税には及ばない。</p>	<p>（換価の猶予）</p>
<p>（換価の猶予）</p>	<p>（換価の猶予）</p>
<p>7 主たる国税について換価の猶予をしても、その保証人に対して納付通知書若しくは納付催告書を発し、<u>又は滞納処分をすることができる</u>。ただし、換価については、この条第5項の規定により制限される。</p>	<p>7 主たる国税について換価の猶予をしても、その保証人に対して納付通知書<u>もしくは</u>納付催告書を発し、<u>または滞納処分をすることができるが</u>、換価については、この条第5項の規定による制限がある。</p>
<p>（滞納処分の停止による消滅）</p>	<p>（滞納処分の停止による消滅）</p>
<p>8 保証国税についてした滞納処分の停止の効力<u>及び</u>それに伴う消滅の効果は、主たる国税には及ばない。</p>	<p>8 保証国税についてした滞納処分の停止の効力<u>および</u>それに伴う消滅の効果は、主たる国税には及ばない。</p>
<p>（時効中断の訴え）</p>	<p>（時効中断の訴え）</p>

改正後	改正前
<p>9 保証国税がある場合において、主たる国税が時効により消滅するおそれがあり、時効中断のため<u>他に</u>適当な方法がないときは、必要に応じ、主たる国税の存在確認の訴えを提起する（昭和 39. 3. 26 東京地判参照）。</p> <p>（催告の抗弁権等）</p> <p>10 国税の保証人については、民法第 452 条（催告の抗弁権）<u>及び</u>第 453 条（検索の抗弁権）の規定の適用がない。</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 担保の提供等に関する細目</p> <p>担保の提供手続 （担保提供書等の提出）</p> <p>1 国税の担保の提供に<u>当たっては</u>、通則令第 16 条（担保の提供手続）に規定する書類のほか、次の書類を併せて提出させる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 第三者の<u>所有財産</u>を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者が承諾した旨が記載された書面及びその第三者の印鑑証明書</p> <p>(3) 担保が、法人又は制限行為能力者（民法第 20 条第 1 項（制限行為能力者の相手方の催告権）に規定する制限行為能力者をいう。）の所有財産である場合には、代表者、法定代理人（その代理行為が同法第 826 条（利益相反行為）の規定に該当するときは特別代理人）、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及び印鑑証明書</p> <p>(4) 担保が保証人の保証である場合には、保証人の印鑑証明書（法人による保証の場合には、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書とする。）</p>	<p>9 保証国税がある場合において、主たる国税が時効により消滅するおそれがあり、時効中断のため<u>ほかに</u>適当な方法がないときは、必要に応じ、主たる国税の存在確認の訴えを提起する（昭和 39. 3. 26 東京地判）。</p> <p>（催告の抗弁権等）</p> <p>10 国税の保証人については、民法第 452 条（催告の抗弁権）<u>および</u>第 453 条（検索の抗弁権）の規定の適用がない。</p> <p style="text-align: center;">第 54 条関係 担保の提供等に関する細目</p> <p>担保の提供手続 （担保提供書等の提出）</p> <p>1 国税の担保の提供に<u>あたっては</u>、通則令第 16 条に規定する書類のほか、次の書類を<u>あわせて</u>提出させるものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 第三者の<u>所有物</u>を担保とする場合に、担保を提供することについてのその第三者の承諾書および印鑑証明書</p> <p>(3) 担保が、法人<u>または</u>無能力者の所有物である場合には、代表者または法定代理人（その代理行為が民法第 826 条の規定に該当するときは特別代理人）の資格を証する書面および印鑑証明書</p> <p>(4) 担保が保証人の保証である場合には、保証人の印鑑証明書（法人による保証に<u>あつては</u>、代表者の資格を証する書面および印鑑証明書とする。）</p>

改正後	改正前
<p>(5) 法人による保証（物上保証を含む。）が<u>会社法第 356 条第 1 項第 3 号（競業及び利益相反取引の制限）、第 365 条第 1 項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）又は第 595 条第 1 項第 2 号（利益相反取引の制限）</u>の規定に該当する場合には、その提供等につき<u>株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認</u>を受けたことを証する書面</p> <p>（有価証券等の供託機関）</p> <p>2 有価証券又は金銭の供託は、<u>可能な限り担保の提供を受けるべき税務官庁の所在地にある供託所にさせる。</u></p> <p>（抵当権を設定するために必要な書類）</p> <p>3 通則令第 16 条第 3 項の「<u>抵当権を設定するために必要な書類</u>」とは、1 に定める書類のほか、<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>担保財産の所有者の抵当権設定登記についての承諾書</u></p> <p>(2) <u>担保財産の所有者</u>（法定代理人がある場合はその代理人とし、法人の場合はその代表者とする。）の印鑑証明書（1 (4)により提出する場合を除く。）</p> <p>（注） この印鑑証明書は、<u>不動産登記令第 16 条第 3 項の規定による有効期限の制限はない。</u></p> <p>（保険に対する保全措置）</p> <p>4 国税の担保として提供しようとする財産に保険が付されている場合には、その保険金請求権に対して質権を設定する。</p> <p>なお、<u>保険者からの質権設定の承認を受けた保険証券又は保険契約証書については、質権設定の裏書及び確定日付を確認した後、原本は納税者に返却し、当該保険証券等の写しを税務官庁で保管する。</u></p>	<p>(5) 法人による保証（物上保証を含む。）が<u>商法第 75 条（同法第 147 条で準用する場合を含む。）または同法第 265 条もしくは有限会社法第 30 条（取締役会社間の取引等）</u>の規定に該当する場合には、その提供等につき、<u>社員の過半数の決議、取締役会の承認または社員総会の認許</u>を受けたことを証する書面</p> <p>（有価証券等の供託機関）</p> <p>2 有価証券または金銭の供託は、<u>なるべく担保の提供を受けるべき税務官庁所在地の供託所にさせるものとする。</u></p> <p>（抵当権を設定するために必要な書類）</p> <p>3 通則令第 16 条第 2 項の「<u>抵当権を設定するために必要な書類</u>」は、1 に定める書類のほか、<u>次のものとする。</u></p> <p>(1) <u>担保物所有者の抵当権設定登記についての承諾書</u></p> <p>(2) <u>担保物所有者</u>（法定代理人がある場合はその代理人とし、法人の場合はその代表者とする。）の印鑑証明書（1 により提出する場合を除く。）</p> <p>（注） この印鑑証明書は、<u>不動産登記法施行細則第 44 条ノ 4（印鑑証明書等の有効期限）の規定の適用はない。</u></p> <p>（保険に対する保全措置）</p> <p>4 国税の担保物に附されている保険については、その保険金請求権に対して質権を設定するものとする。</p> <p>なお、<u>保険会社等の質権設定の承認を受けた保険証券は、確定日附を受けた後税務官庁で保管するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(共同保証の場合)</p> <p>5 国税の保証人が2人以上である場合又は2人以上となる場合には、保証人間において連帯させる。</p> <p>(保証等の意思の確認)</p> <p>6 国税の担保が<u>第三者の所有財産又は保証人の保証</u>である場合には、その<u>第三者又は保証人に対し、その意思に基づき担保財産を提供したこと、又は保証をしたことを確認した上で担保を徴取するものとする。</u></p> <p>担保の解除</p> <p>(第三者納付の場合の解除時期)</p> <p>7 抵当権により担保されている国税が、第三者により納付された場合の抵当権の解除は、通則令第11条(国税を納付した第三者の代位の手続)の<u>書面が通常提出されると見込まれる期間内に提出されなかったことを確認した後に<u>行う</u></u>(第41条関係4参照)。</p> <p>(その他の解除手続)</p> <p>8 担保の解除手続については、通則令第17条第3項<u>(担保の解除)</u>に定めるところによるほか、次の場合には、<u>納税者に対し、その担保原因が消滅した旨の証明書を交付する。</u></p> <p>(1) <u>担保財産が供託されている場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>担保財産に付されている保険に質権が設定されている場合</u></p>	<p>(共同保証の場合)</p> <p>5 国税の保証人が2人以上ある場合または2人以上となる場合には、保証人間において連帯させる<u>ものとする。</u></p> <p>(保証等の真実性の確認)</p> <p>6 国税の担保が、<u>保証人の保証または第三者の所有物</u>である場合には、その<u>保証人または第三者について、その保証等が真実にされたものであることを確認するものとする。</u></p> <p>担保の解除</p> <p>(第三者納付の場合の解除時期)</p> <p>7 <u>担保として抵当権の設定</u>されている国税が、第三者により納付された場合の担保の解除は、通則令第11条(国税を納付した第三者の代位の手続)の<u>規定による代位要件としての書面が、通常提出されると見込まれる期間内に提出されなかったことを確認した後に<u>行なうものとする</u></u>(第41条関係4参照)。</p> <p>(その他の解除手続)</p> <p>8 担保の解除手続については、通則令第17条第3項に定めるところによるほか、次の場合には、その担保原因が消滅した旨の証明書を交付する<u>ものとする。</u></p> <p>(1) <u>担保物が供託されている場合</u></p> <p>(2) <u>担保物が登録国債または社債等登録法の規定により登録した社債等である場合</u></p> <p>(3) <u>担保物に附されている保険に質権が設定されている場合</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 55 条関係 納付委託</p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>1 この条第 1 項第 3 号の「<u>国税の徴収上有利</u>」とは、<u>滞納に係る国税をおおむね 6 月以内に完納させることができると認められる場合において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納に係る国税につき有価証券の納付委託を受けることにより確実な納付が見込まれ、かつ、その取立てまでの期間において新たに納付委託に係る国税以外の国税の滞納が見込まれないと認められる場合をいう。</u></p> <p>(納付委託に使用できる証券)</p> <p>2 この条第 1 項の「<u>国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券</u>」とは、<u>次に掲げる証券であって、最近において取立てが確実と認められ、かつ、その券面金額が納付委託の目的である国税の額を超えないものに限る。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) 小切手</p> <p>イ 再委託銀行(この条第 3 項の規定により再委託をする銀行(<u>信用金庫、信用組合、労働金庫等を含む。以下この項において同じ。</u>)をいう。以下この項において同じ。)と同一の手形交換所に加入している銀行(手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下この項において「所在地の銀行」という。)を支払人とし、再委託銀行の名称(店舗名を含む。)を記載した線引の小切手であって、次に該当するもの</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 振出人が納付委託をする者以外の者であるときは、納付委託をする者が当該税務署長等に<u>取立てのための裏書</u>をしたもの</p>	<p style="text-align: center;">第 55 条関係 納付委託</p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>1 この条第 1 項第 3 号の「<u>国税の徴収上有利</u>」とは、<u>おおむね滞納にかかる国税を短期間(3 月程度)に完納させることができると認められるとかまたは滞納にかかる国税および最近において納付すべきこととなる国税につき、滞納処分を緩和して申出にかかる有価証券の納付委託を受けることが徴収上有利であると認められるときをいうものとする。</u></p> <p>(納付委託に使用できる証券)</p> <p>2 この条第 1 項「<u>国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券</u>」は、<u>次に掲げる証券で、その券面金額が納付委託の目的である国税の額を超えないものに限ることに取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>この項の銀行には、相互銀行、信用金庫等が含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) 小切手</p> <p>イ 再委託銀行(この条第 3 項の規定により再委託をする銀行をいう。以下この項において同じ。)と同一の手形交換所に加入している銀行(手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下この項において「所在地の銀行」という。)を支払人とし、再委託銀行の名称(店舗名を含む。)を記載した線引の小切手で、次に該当するもの</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 振出人が納付委託をする者以外の者であるときは、納付委託をする者が当該税務署長等に<u>取り立てのための裏書</u>をしたもの</p>

改正後	改正前
<p>ロ 所在地の銀行以外の銀行を支払人とするイと同様の<u>要件を備える小切手であって、再委託銀行を通じて取り立てることができるもの</u></p> <p>(2) 約束手形又は為替手形</p> <p>イ 所在地の銀行を支払場所とする約束手形<u>又は為替手形であって、次に該当するもの</u></p> <p>(イ) 約束手形の振出人(為替手形(自己宛のものに限る。))については支払人が納付委託をする者であるときは、当該税務署長等を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの</p> <p>(ロ) 約束手形の振出人(為替手形(引受けのあるものに限る。))については支払人が納付委託をする者以外の者であるときは、納付委託をする者が税務署長等に取立てのための裏書をしたもの</p> <p>ロ 所在地の銀行以外の銀行を支払場所とするイ(イ)又は(ロ)に掲げる約束手形<u>又は為替手形であって、再委託銀行を通じて取り立てることができるもの</u></p> <p>(最近)</p> <p>3 この条第1項の「最近」とは、<u>納付委託を受ける日からおおむね6月以内をいう。ただし、納税の猶予又は滞納処分に関する猶予の場合は、6月を超える証券であっても納付委託を受けることができる(同項1号)。</u></p> <p>(証券の確実性の判定)</p> <p>4 この条第1項の「確実に取り立てることができるものであると認められる」かどうかについては、納付委託に使用する証券について支払の責任を有する者が振出人<u>又は支払人となっている小切手又は手形について、最近において不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用状態が将来悪化する見通しのない限り、取立てが確実であると判断して差し支えない。</u></p>	<p>ロ 所在地の銀行以外の銀行を支払人とするイと同様な<u>要件を具える小切手で、再委託銀行を通じて取り立てることができるもの</u></p> <p>(2) 約束手形<u>または為替手形で次に該当するもの</u></p> <p>イ 所在地の銀行を支払場所とする約束手形<u>または為替手形で次に該当するもの</u></p> <p>(イ) 約束手形については振出人が、為替手形(自己あてのものに限る。)については支払人が、納付委託をする者であるときは、当該税務署長等を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの</p> <p>(ロ) 約束手形については振出人が、為替手形(引受けのあるものに限る。)については支払人が、納付委託をする者以外の者であるときは、納付委託をする者が税務署長等に取立てのための裏書をしたもの</p> <p>ロ 所在地の銀行以外の銀行を支払場所とするイの(イ)または(ロ)に掲げる約束手形<u>または為替手形で、再委託銀行を通じて取り立てることができるもの</u></p> <p>(最近)</p> <p>3 この条第1項の「最近」とは、<u>おおむね6月以内をいうものとする。</u></p> <p>(証券の確実性の判定)</p> <p>4 この条第1項の「確実に取り立てることができるものであると認められる」かどうかについては、納付委託に使用する証券について支払の責任を有する者が振出人、<u>または支払人となっている小切手または手形が、最近において不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用状態が将来悪化する見とおしのない限り、取立てが確実と判断してさしつかえない。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 <u>削除</u></p> <p>6 <u>削除</u></p> <p>(不渡りの場合の措置)</p> <p>7 納付委託を受けた証券が不渡りとなった場合には、その納付の委託を解除する。ただし、その証券上の権利を行使することが徴収上有利と認められるときは、その権利を行使することを妨げない。</p> <p>(第1項第3号の国税に係る納付委託と滞納処分等との関係)</p> <p>8 この条第1項第3号に規定する国税について納付委託を受けた場合においては、その取り立てるべき日までは納付委託に係る国税について、原則として、滞納処分を行わないものとする。</p> <p>(納付委託と担保の関係)</p> <p>9 <u>この条第4項の「必要がないと認められるに至ったとき」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であり、不渡りとなるおそれがないため、納付委託に係る国税が確実に徴収できると認められる場合等をいう。</u></p> <p>第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p>	<p>(取立費用の提供)</p> <p>5 <u>この条第1項後段の費用は、金銭により提供させるものとする。</u></p> <p>(再委託)</p> <p>6 <u>納付委託があった場合には、すべて再委託をすることに取り扱う。</u></p> <p>(不渡りの場合の措置)</p> <p>7 納付委託を受けた証券が不渡りとなった場合には、その納付の委託を解除する。ただし、その証券にかかる<u>そ求権</u>を行使することが徴収上有利と認められるときは、その<u>そ求権</u>を行使することを妨げない。</p> <p>(第1項第3号の国税にかかる納付委託と滞納処分等との関係)</p> <p>8 この条第1項第3号に規定する国税について納付委託を受けた場合においては、その取り立てるべき日までは納付にかかる国税について<u>督促および滞納処分を行わないことに取り扱う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除</p>

改正後	改正前
<p>事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除</p> <p>(<u>猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由</u>)</p> <p>1 この条第3項かっこ書の「やむを得ない理由」には、納税者の故意<u>又は</u>重大な過失による理由は含まない。</p> <p>(納付が困難と認められるもの)</p> <p>2 この条第3項の「納付が困難と認められるもの」とは、納税の猶予<u>又は</u>換価の猶予に係る<u>国税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができないと認められる延滞税の額をいう。</u></p> <p>(財産の状況が著しく不良)</p> <p>3 この条第3項第1号の「納税者の財産の状況が著しく不良」とは、納税者が債務超過に準ずる状態に至った<u>場合</u>をいう。</p> <p>(<u>軽減又は免除されたとき</u>)</p> <p>3-2 <u>この条第3項第1号の「その軽減又は免除がされたとき」とは、猶予をした期間の始期以降において、納税者の財産の状況が著しく不良であって、そのままの状態では事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その状態に陥ることを避けるために、納期又は弁済期の到来した地方税、公課及び私債権の元本又は利息につき相当額の軽減又は免除がされたときをいう。</u></p> <p>(<u>延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由</u>)</p> <p>4 この条第3項第2号の「<u>延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき</u>」とは、<u>猶予に係る国税について、不要不急の資産の処分、経費の節減等の相当の努力をしたにもかかわらず、おおむね次に掲げる場合(納税者の故意又は重大な過失)</u></p>	<p>事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除</p> <p>(やむを得ない理由)</p> <p>1 この条第3項かっこ書の「やむを得ない理由」には、納税者の故意<u>または</u>重大な過失による理由は含まない<u>ものとする。</u></p> <p>(納付が困難と認められるもの)</p> <p>2 この条第3項の「納付が困難と認められるもの」とは、納税の猶予<u>または</u>換価の猶予にかかる<u>国税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができないと認められる延滞税の額をいう。</u></p> <p>(財産の状況が著しく不良)</p> <p>3 この条第3項第1号の「納税者の財産の状況が著しく不良」とは、納税者が債務超過に準ずる状態に至った<u>こと</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(納付を困難とするやむを得ない理由)</p> <p>4 この条第3項第2号の「納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき」とは、納税の猶予または換価の猶予を受けた納税者が、故意または重大な過失がなくして<u>おおむね次に掲げる場合に該当するため、相当の努力をしたにもかかわらず、</u></p>

改正後	改正前
<p>失によるものを除く。)に該当するため、その国税に係る延滞税の納付が困難となっていると認められる場合をいう。</p> <p>(1) 納税者につき猶予該当事実がある場合</p> <p>(2) 納税者がその財産の大部分につき強制執行、担保権の実行としての競売、仮差押え等がされているため、納付資金の調達が著しく困難になっている場合</p> <p>(3) 納税者の所有する財産が事業の継続又は生活の維持に必要最小限のもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合</p> <p>(判定の時期)</p> <p>5 この条第3項各号に該当するかどうかの判定は、免除しようとする時における納税者の状況により行う。</p> <p>差押え等の場合の免除</p> <p>(必要な財産)</p> <p>6 この条第5項の「滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から国税を徴収できる額(処分予定価額を基にして算定する。)が差押えに係る国税の額以上と判定できる財産をいう。この場合において、その国税につき徴収法第24条第3項(譲渡担保権者の物的納税責任)に規定する譲渡担保財産又は同法第36条第1号(実質課税額等の第二次納税義務)及び第41条第1項(人格のない社団等に係る第二次納税義務)に規定する第二次納税義務者の財産を差し押さえているときは、その財産から徴収できる額も含めてその国税の額以上かどうかの判定をする。</p> <p>(相当する担保)</p>	<p>その猶予にかかる国税の延滞税の納付が困難となっている場合をいうものとする。</p> <p>(1) 納税者につき通則法第46条第2項各号(災害等による納税の猶予の事由)に掲げる事実がある場合 (新設)</p> <p>(2) 納税者の所有する財産が事業の継続または生活の維持に最少限度必要なもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合</p> <p>(判定の時期)</p> <p>5 この条第3項各号に該当するかどうかの判定は、免除しようとする時においてするものとする。</p> <p>差押え等の場合の免除</p> <p>(必要な財産)</p> <p>6 この条第4項の「滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から国税を徴収できる額(処分予定価額をもとにして算定する。)が差押えにかかる国税の額に十分見合うようなその財産をいう。この場合において、その国税につき徴収法第24条第3項に規定する譲渡担保財産または同法第36条第1号および第41条第1項に規定する第二次納税義務者の財産を差し押えているときは、その財産から徴収できる額も含めてその国税の額に見合うかどうかの判定をする取扱いとする。</p> <p>(相当する担保)</p>

改正後	改正前
<p>8 この条第5項の「納付すべき税額に相当する担保」とは、<u>その担保財産の価額（担保が保証人の保証の場合は、その保証人の資力）が担保提供に係る国税の額以上である担保をいう。この場合における国税の額には、未確定の延滞税（同条各項の規定により免除される延滞税の額を除く。）及びその担保の処分に要する費用の額を含む（以下9において同じ。）。</u></p>	<p>8 この条第4項の「納付すべき税額に相当する担保」とは、<u>担保の価額が担保提供にかかる国税の額に十分見合うようなその担保をいう。</u></p>
<p>なお、納付委託に係る有価証券は、上記の担保に含まれない。</p>	<p>なお、納付委託にかかる有価証券は、上記の担保に含まれない<u>ことに留意する。</u></p>
<p>(免除の範囲)</p>	<p>(免除の範囲)</p>
<p>9 この条第5項の規定により免除する延滞税は、<u>差し押さえた財産又は提供された担保の額がその差押え等に係る国税の額以上と判定できる期間に対応する延滞税に限る。</u></p>	<p>9 この条第4項の規定により免除する延滞税は、<u>差し押えた財産または提供された担保の価額がその差押え等にかかる国税の額に十分見合っている期間に対応する延滞税に限る。</u></p>
<p>納付の委託の場合の免除</p>	<p>納付の委託の場合の免除</p>
<p>(弁済委託等の場合)</p>	<p>(弁済委託等の場合)</p>
<p>10 徴収法第67条第4項（<u>差し押さえた債権の取立て</u>）の規定による弁済委託の場合（<u>差押有価証券の取立委託をする場合を含む。</u>）についても、この条第6項第1号の規定に準じて免除する。</p>	<p>10 徴収法第67条第4項（<u>差し押さえた債権の取立て</u>）の規定による弁済委託の場合（<u>差押有価証券の取立委託をする場合を含む。</u>）についても、この条第5項第1号の規定に準じて免除する<u>ことに取り扱う。</u></p>
<p>(期限が指定された場合の委託を受けた日)</p>	<p>(期限が指定された場合の委託を受けた日)</p>
<p>11 この条第6項第2号の「<u>その委託を受けた日</u>」とは、<u>納税者が金融機関に対し、あらかじめ納付すべき日を指定して納付を委託した場合には、その指定された日をいう。</u></p>	<p>11 この条第5項第2号の「<u>その委託を受けた日</u>」は、<u>納税者が金融機関に対し、あらかじめ納付すべき日を指定して納付を委託した場合には、その指定された日をいう。</u></p>
<p>災害の場合の免除</p>	<p>災害の場合の免除</p>
<p>(その他これらに類する災害)</p>	<p>(その他これらに類する災害)</p>
<p>12 この条第6項第3号「<u>その他これらに類する災害</u>」とは、<u>豪雪、津波、落雷、地すべ</u></p>	<p>12 この条第5項第3号「<u>その他のこれらに類する災害</u>」とは、<u>豪雪、津波、落雷、地す</u></p>

改正後	改正前
<p>りその他の自然現象の異変による災害をいう。</p> <p>(納付することができない事由)</p> <p>13 この条第6項第3号の「納付することができない事由」とは、災害により、<u>社会通念上、納付の行為ができないと認められる事情をいい、災害に基因して資金不足が生じたため納付ができない場合は含まれない。</u></p> <p>(人為による異常な災害又は事故)</p> <p>14 通則令第26条の2第2号の「その他の人為による異常な災害又は事故」とは、ガス爆発、交通の途絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。</p> <p>(申告又は納付ができない場合)</p> <p>15 通則令第26条の2第2号の「申告をすることができず又は国税を納付することができない場合」とは、13に準ずる。</p> <p>第二次納税義務等の免除</p> <p>(第二次納税義務等の免除)</p> <p>16 第二次納税義務者(徴収法第36条第1号(実質課税額等の第二次納税義務)及び第41条第1項(人格のない社団等に係る第二次納税義務)に規定する第二次納税義務者を除く。)又は保証人について、この条の規定に該当する事由が生じた場合には、その第二次納税義務者等についてもこの条の規定に準じて免除することができる。</p> <p>会社更生法の規定による免除との関係</p> <p>(意見を述べる場合等の基準)</p> <p>17 会社更生法第169条(租税等の請求権の取扱い)の規定により、税務署長等が延滞税</p>	<p>べりその他の自然現象の異変による災害をいう。</p> <p>(納付することができない事由)</p> <p>13 この条第5項第3号の「納付することができない事由」とは、災害により<u>社会通念上納付行為ができないと認められる事情をいい、災害に基因して資金不足が生じたため、納付ができない場合は含まない。</u></p> <p>(人為による異常な災害または事故)</p> <p>14 通則令第26条の2第2号の「その他の人為による異常な災害又は事故」とは、ガス爆発、交通と絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。</p> <p>(申告または納付ができない場合)</p> <p>15 通則令第26条の2第2号の「申告をすることができず又は国税を納付することができない場合」とは、13に準ずるものとする。</p> <p>第二次納税義務等の免除</p> <p>(第二次納税義務等の免除)</p> <p>16 第二次納税義務者(徴収法第36条第1号および第41条第1項に規定する第二次納税義務者を除く。)または保証人について、この条の規定に該当する事由が生じた場合には、その第二次納税義務者等についてもこの条の規定に準じて免除することができるものとする。</p> <p>会社更生法の規定による免除との関係</p> <p>(意見を述べる場合等の基準)</p> <p>17 会社更生法第122条第2項または第3項(延滞税の減免についての意見の聴取等)の</p>

改正後	改正前
<p>の減免についての意見を述べる場合又は同意をする場合には、おおむねこの条の規定の趣旨に準じて<u>行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 73 条関係 時効の中断および停止</p> <p>(承認)</p> <p>3 国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長、<u>納税の猶予又は換価の猶予の申請、延納の申請又は届出、納付の委託</u>その他国税の納付義務の存在を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時に、これらの行為に係る部分の国税の徴収権の時効が中断する（民法 147 条 3 号の準用）。</p> <p style="text-align: center;">第 119 条関係 国税の確定金額の端数計算等</p> <p>(分割して納付することとされている場合)</p> <p>2 この条第 3 項の「国税の確定金額を、<u>二</u>以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」とは、国税に関する法律の規定により、一定の金額に分割して納付することとされている場合をいい、おおむね<u>次に掲げる</u>場合がこれに該当する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 相続税法第 38 条第 2 項（延納の要件）の規定により、その延納に係る税額を分割して納付する場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(注) <u>納税の猶予又は換価の猶予に当たって、通則法第 46 条第 4 項又は徴収法第 152</u></p>	<p>規定により、税務署長等が延滞税の減免についての意見を述べる場合<u>または同意をする場合には、おおむねこの条の規定の趣旨に準じてするものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 73 条関係 時効の中断および停止</p> <p>(承認)</p> <p>3 国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長<u>または納税の猶予の申請、延納の申請または届出、納付の委託</u>その他国税の納付義務の存在を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時に、これらの行為に<u>かかる</u>部分の国税についての徴収権の時効が中断する（民法 147 条 3 号の準用）。</p> <p style="text-align: center;">第 119 条関係 国税の確定金額の端数計算等</p> <p>(分割して納付することとされている場合)</p> <p>2 この条第 3 項の「国税の確定金額を<u>2</u>以上の納付の期限を定め一定の金額に分割して納付することとされている場合」とは、国税に関する法律の規定により、一定の金額に分割して納付することとされている場合をいい、おおむね、<u>次に掲げる</u>場合がこれに該当する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 相続税法第 38 条第 2 項（延納の条件）の規定により、その延納に係る税額を分割して納付する場合</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>条第3項若しくは第4項の規定に基づき分割して納付させる場合は、その猶予に係る金額を納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割するため、分割後の金額は必ずしも一定ではないことから、この「国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」には該当しない。</u></p>	